

小児在宅等在宅医療連携拠点事業

メニュー	補助先	補助対象経費等	補助率	補助上限
1 全道事業	(1)医療機関 (2)指定訪問看護事業者 (3)都市医師会 (4)市町村 (5)福祉サービス等を実施している法人	(1)～(3)の事業を行うに当たっての次に掲げる経費 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会開催や啓発資材等に要する事務経費 (医療関係者以外の福祉・教育等の関係者も参加し開催することが可能) ・医師や事務職員等の人件費(給料・手当・社会保険料事業主負担分：資料作成・準備を含め、事業に従事した時間に応じ補助) (1)講演会の開催やパンフレットの配布等を通じた一般住民向け普及啓発 (2)医療従事者向け同行研修等人材育成 (3)2の地域モデル事業実施事業者等への支援 ※(1)～(3)全ての事業を実施すること	10/10以内	[年額] 8,033千円 ※開始時期、取組実績により異なる。
2 地域拠点事業	(1)医療機関 (2)指定訪問看護事業者 (3)都市医師会 (4)市町村 (5)福祉サービス等を実施している法人	(1)及び(2)の事業を行うに当たっての次に掲げる経費 <ul style="list-style-type: none"> ・講習会開催や啓発資材等に要する事務経費 (医療関係者以外の福祉・教育等の関係者も参加し開催することが可能) ・医師や事務職員等の人件費 (給料・手当・社会保険料事業主負担分：資料作成・準備を含め、事業に従事した時間に応じ補助) (1)意見交換会の開催や、地域資源の情報収集・発信等関係強化に向けた取組 (2)相談窓口の設置やピアサポートの場の提供など、小児等の患者・家族に対する相談支援 ※(1)及び(2)両方の事業を実施すること <u>なお、この取組は、小児等の在宅医療についての専門的な知識、技術等を有する地域の医療機関を交えて行うものとする。</u>	10/10以内	[年額] 1,372千円 ※開始時期、取組実績により異なる。

※ 補助の条件 = 市町村や道が実施する在宅医療関連施策に協力し、地域における在宅医療サービスの充実に努めること。
 (市町村に対し、協力機関として情報提供します。)